

瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱(平成14年8月21日施行。以下「基本要綱」という。)に基づき、瀬戸市水道事業(以下「水道事業」という。)が所有する公用車(以下「公用車」という。)に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 公用車に掲載する広告(以下「掲載広告」という。)は、基本要綱第2条に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社会問題についての意見広告
- (2) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (3) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (4) 商品先物取引、金融先物取引等利殖を目的とした投資又は投機の斡旋、勧誘、募集等を専ら行うもの
- (5) 水道事業又は瀬戸市その他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 必要以上に購買欲をそそると思われるもの
- (8) 求人広告及びこれに類するもの
- (9) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (10) 占い又は運勢判断に関するもの
- (11) 次に掲げるいずれかの事業者により申込がなされたもの
 - ア 私的な秘密事項の調査を業とするもの
 - イ 債権取立て、示談引受け等を業とするもの
 - ウ 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行うもの
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生の途中であるもの
 - オ 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団等」という。)と認められるもの
 - カ 暴力団等及びその関係者が、第7条に規定する広告掲載の申込をする者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの
 - キ 社会問題を起こしているもの
 - ク 各種法令に違反しているもの
 - ケ 市税、水道料金を滞納しているもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載広告として適当でないと水道事業管理者として

の権限を行う市長（以下「市長」という。）が認めるもの

2 前項第12号に規定する適当でないと思われるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 他の運転者の誤認を招くような広告

ア 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用するもの

イ 地色が赤色、黄色又はこれらに類似するもので、信号機、道路標識等の効力を妨げるおそれのあるもの

(2) 他の運転者の注意力を散漫にさせる広告

ア デザインがストーリー性のある漫画又は映像表示であるもの

イ 文字表記が縦書きであるもの

ウ 文字表記が多いもの又は絵柄若しくは文字が過密であるもの

(3) 前2号のほか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 公用車運行上の支障となるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、別に定める。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、ラッピング・フィルム、マグネットシートその他剥離が可能な素材のもの（以下「広告物」という。）とし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の広告物は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材料としなければならない。

3 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、その負担において、広告物を製作し、公用車に貼付及び撤去するものとする。

4 天災その他の不可抗力による広告の毀損又は破損及び第三者による広告の毀損、盗難、遺失等については、市長はその責を負わない。この場合において、広告主は、再度広告物を製作し、公用車に貼付し、及び撤去するものとする。

5 広告主は、前項後段の規定による広告物の貼付及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

6 第3項及び第4項後段の規定による広告物の貼付又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月単位で設定し、3年以内とする。

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を広報、市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 公用車への広告の掲載を希望する者は、瀬戸市水道事業公用車広告掲載申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、速やかに掲載の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて、基本要綱第4条の瀬戸市広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

2 広告の掲載の優先順位は、申込みの受付順により決定するものとする。

3 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について当該申込書を提出した者に対し、瀬戸市水道事業公用車広告掲載決定通知書（第2号様式）又は瀬戸市水道事業公用車広告掲載不決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（契約）

第9条 決定の通知を受けた広告主は、水道事業と契約を締結するものとする。

（広告の掲載料）

第10条 広告の掲載料は、1台当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

（広告の原稿の作成等）

第11条 広告主は、広告の原稿（以下「原稿」という。）を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 市長は、原稿の内容若しくはデザインが法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱の規定に反していると判断したときは、広告主に対してその内容又はデザインの変更を求めるものとする。

（広告掲載の取消し等）

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。

(3) 広告主から掲載の取下げの申出があったとき。

(4) 広告物の内容又はデザインが原稿から変更されており、第2条の規定による広告の掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公用車への広告の掲載が適切でないと市長が判断し

たとき。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取消通知書（第4号様式）又は瀬戸市水道事業公用車広告掲載一時停止通知書（第5号様式）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

- 第14条 前条第1項第4号又は第5号に該当する事由により水道事業が被害を被った場合は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載の取り下げ）

- 第15条 広告主は、自己の都合により公用車への広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取下げ届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載料の還付）

- 第16条 市長は、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、掲載できなかった期間を1月単位で認定して算出し、納付済みの広告掲載料を還付するものとする。この場合において、広告の掲載ができなかった期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- 3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、瀬戸市水道事業公用車広告掲載料還付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責務）

- 第17条 広告主は、広告の内容その他広告の表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、広告に関連する財産権の不適正な処理、第三者に侵害を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、公用車への広告の掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）瀬戸市水道事業
瀬戸市長

申請者
住所・所在地

会社・団体名及び代表者名

瀬戸市水道事業公用車広告掲載申込書

瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱第7条の規定により、次のとおり広告の掲載を申込みます。

記

- 1 申込み広告媒体
瀬戸市水道事業公用車広告
- 2 掲載希望車両
- 3 掲載希望期間
か月（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 4 掲載広告案
別添のとおり
- 5 広告掲載料の支払
広告掲載が決定されたときは、広告掲載料を指定された日までに支払います。

様

瀬戸市水道事業
瀬戸市長

瀬戸市水道事業公用車広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込のありました、瀬戸市水道事業公用車への広告掲載につきましては、次のとおり掲載することを決定いたしましたので、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱第8条の規定により通知します。

つきましては、次の手続をお願いします。

記

1 広告掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 広告掲載車両

3 広告掲載料

(1) 広告掲載料

円

(2) 納入期限

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払ください。

4 原稿の提出

(1) 提出方法

(2) 提出期限

(3) 提出先

5 その他

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

瀬戸市水道事業
瀬戸市長

瀬戸市水道事業公用車広告掲載不決定通知書

年 月 日付けで申込のありました、瀬戸市水道事業公用車への広告掲載につきましては、次の理由により掲載できないことと決定しましたので、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱第8条の規定により通知します。

記

1 掲載できない理由

第4号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

瀬戸市水道事業
瀬戸市長

瀬戸市水道事業公用車広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定しました、瀬戸市水道事業公用車への広告掲載につきましては、次のとおり掲載を取り消すことを決定いたしましたので、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱第13条の規定により通知します。

記

1 広告掲載取消期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 対象車両

3 取消しの理由

第5号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

瀬戸市水道事業
瀬戸市長

瀬戸市水道事業公用車広告掲載一時停止通知書

年 月 日付けで決定しました、瀬戸市水道事業公用車への広告掲載につきましては、次のとおり掲載を一時停止することを決定いたしましたので、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱第13条の規定により通知します。

記

1 広告掲載停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 対象車両

3 一時停止の理由

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）瀬戸市水道事業
瀬戸市長

申請者
住所・所在地

会社・団体名及び代表者名

瀬戸市水道事業公用車広告掲載取下げ届

年 月 日付けで決定されました、瀬戸市水道事業公用車への広告掲載につきましては、次の理由により取り下げたいので、瀬戸市水道事業公用車広告掲載取扱要綱第15条の規定により申し出ます。

記

- 1 決定通知年月日
年 月 日 第 号
- 2 広告の掲載を取り下げる期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告を取り下げる車両
- 4 取下げ年月日
年 月 日
- 5 取下げ理由

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）瀬戸市水道事業
瀬戸市長

申請者
住所・所在地

会社・団体名及び代表者名

瀬戸市水道事業公用車広告掲載料還付請求書

年 月 日付けで決定されました、瀬戸市水道事業公用車への広告掲載につきまして、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

- 1 決定通知年月日
年 月 日 第 号
- 2 還付請求に係る広告掲載ができなかった期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 還付請求額
円